

感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること。

5 同法第33条の規定により交通を制限し、又は遮断すること。

6 同法第38条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関を指定すること並びに同条第8項の規定により指定を取り消すこと。

7 同法第45条第1項の規定により健康診断を勧告し、及び同条第2項の規定により健康診断を行わせること。

8 同法第46条第1項の規定により入院を勧告し、同条第2項及び第3項の規定により入院させ、並びに同条第4項の規定により入院の期間を延長すること。

9 同法第47条の規定により新感染症の所見がある者を移送すること。

10 同法第48条第4項の規定により新感染

			<p>症に係る確認をすること。</p> <p>11 同法第50条第1項の規定により同法第27条から同法第33条まで及び同法第35条第1項に規定する措置を実施し、又は実施させること。</p>		
4 結核の予防及び医療に関すること。		<p>1 結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条第3項及び第13条第3項の規定により保健所を設置する市の定期の健康診断又は予防接種について指示すること。</p> <p>2 同法第31条第4項の規定による損失補償を行うこと。</p> <p>3 同法第36条の規定により医療機関又は薬局を指定し、又は辞退による取消しをすること。</p> <p>4 同法第42条の規定による報告の請求をし、又は当該吏員をして検査を実施させること。</p> <p>5 同法第65条の規定による代執行を行うこと。</p>	<p>1 同法第24条の2の規定により精密検査を行うために医療機関と委託契約を締結すること。</p>		
5 予防接種に関すること。				<p>1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第</p>	<p>1 同法第6条の規定により臨時予防接種</p>

					6条の規定による定期予防接種の指示をすること。	を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。
		6 災害救助に關すること。		1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに關する法律（昭和48年法律第82号）第7条の規定による費用の負担の決定及び同法第9条の規定による貸付けの決定に關すること。		
		7 結核診査協議会及び感染症の審査に關する協議会に關すること。				
健康福祉部	薬務課	1 薬事に關すること。		1 薬事法(昭和35年法律第145号)第5条第1項の規定により薬局開設の許可をすること。 2 同法第12条第2項の規定により医薬品等の製造業(薬局医薬品製造業を除く。)の許可をすること。 3 同法第22条第2項の規定により医薬品等の輸入販売業の許可をすること。 4 同法第28条第1項の規定により薬種商販売業の許可をすること(同		1 同法第8条第3項の規定により許可をすること。 2 同法第12条第2項の規定により薬局医薬品製造業の許可をすること。 3 同法第12条第3項の規定により医薬品等の製造業(薬局医薬品製造業を除く。)の許可を更新すること。 4 同法第14条第1項の規定により医薬品等の製造品目を承認すること。 5 同法第18条の規定により医薬品製造品